

認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部
設置者・園長・施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

幼児教育・保育の無償化に伴い「特定子ども・子育て支援施設等」が
備えるべき基準にかかる自己点検の実施について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市の教育・保育行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化によって施設等利用費の給付対象となった「特定子ども・子育て支援施設等」（※1）は、子ども・子育て支援法（※2）により、内閣府令で定める運営に関する基準（※3）に規定されている事項を備える必要があります。

この度、備えるべき基準への貴園における対応状況を御確認いただくため、点検票による自己点検を実施していただくこととしました。御多忙の折、大変恐縮ですが、本通知記載の内容を御参照のうえ、令和 3 年 11 月 1 日（月）までに、自己点検を実施し、横浜市電子申請システムにより、実施結果について御回答いただきますようお願いいたします。

※1 特定子ども・子育て支援施設等

私学助成幼稚園等及び特別支援学校の教育部分、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業（一時保育事業、年度限定保育事業ほか）、病児保育事業等

※2 子ども・子育て支援法第 58 条の 4 第 2 項

特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

※3 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下、「運営基準」）」の第 53 条から第 61 条まで

1 実施手順

次の横浜市ホームページ上の横浜市電子申請システムにより、実施してください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/mushokakansa.html>

* 設問数は 13 問（選択式）です。（裏面参照）

* 電子申請システムによる回答が難しい場合には、横浜市ホームページ上より自己点検票をダウンロードいただき、メール又は郵送にて御提出いただくことも可能です。

2 回答期限

令和 3 年 11 月 1 日（月）

裏面あり

3 実施対象

- (1) 認定こども園、施設型給付幼稚園
預かり保育事業（市型預かり保育を含む）
- (2) 私学助成幼稚園
教育部分、預かり保育事業（市型預かり保育を含む）
- (3) 特別支援学校
教育部分

ただし、令和3年度に実地指導（訪問調査）の対象となっている園を除きます。

※ 市町村は、「特定子ども・子育て施設等」に対し、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（集団指導及び実地指導）を実施することとなっております。そのうち、実地指導（訪問調査）については、「私立幼稚園等に対する補助金に関する事務調査」と併せて実施します。令和3年度の実地指導の対象園には、本依頼文の代わりに、実地指導の実施通知書を送付しております。

4 留意事項

本自己点検は、特定子ども・子育て支援施設等として備えていただきたい基準への園の対応状況を確認し、必要に応じて改善していただくことを目的として実施します。実施事業によって、状況が異なる場合には、基準を満たしていないほうに合わせて回答してください。

また、無償化対象の児童の有無にかかわらず、自己点検を実施し、御回答ください。

なお、点検結果について、結果通知は送付しません。ただし、点検票が未提出の場合や内容に疑義がある場合には、お問い合わせをすることがあります。

5 点検項目（13問） 【回答は、横浜市電子申請システムからお願いします。】

- (1) 募集要項や入園案内等であらかじめ定めたとおりの利用料を受領しているか。
- (2) 利用料のほかに特定費用を受領する場合、あらかじめ用途や金額、理由を示して保護者に説明しているか。
- (3) 利用料の受領の際は、領収書を交付しているか。
- (4) 領収書等には利用料と特定費用の内訳を示しているか。
- (5) 市型預かり保育事業及び私学助成幼稚園の教育部分にかかる施設等利用費について、市から送付される通知をもとに、保護者に代理受領額（総額）をお知らせしているか。
- (6) 子どもの国籍、信条、社会的身分又は無償化の対象か否かによって、差別的取り扱いをしていないか。
- (7) 職員が業務上知り得た子供やその家族の秘密保持について、マニュアルや職員研修等で職員に周知するなど、必要な措置をとっているか。
- (8) 子どもに関する情報を他の機関に対し提供する場合、文書により同意を得ているか。
- (9) 保育日誌、児童出席簿等で、利用者名、利用日、利用時間、利用内容等を記録しているか。
- (10) 上記の記録を5年間保存しているか。（令和元年10月以降）
- (11) 就業規則又は預かり保育の職員ローテーション表を整備しているか。
- (12) 事故マニュアル又は防災マニュアルを整備しているか。
- (13) 公認会計士又は監査法人の監査報告書、若しくは、決算書類を整備しているか。

6 添付資料

幼児教育・保育の無償化に伴い特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準について

担当 横浜市こども青少年局 保育・教育運営課

TEL 045-671-3564/FAX 045-664-5479

E-mail kd-mushokakansa@city.yokohama.jp